

問 3

元請：特定建設業者の責務とは

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの諸法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。

なお、下請業者は、直接元請業者と契約した下請業者だけでなく、工事に携わった全ての下請業者が対象になります。（建設業法 第24条の7参照）

元請：特定建設業者の責務とは

- ① 現場での法令遵守指導の実施
- ② 下請業者の法令違反については是正指導
- ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通報

【指導すべき法令の規定】（建設業法施行令 第7条の3参照）

法律名	内容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の設置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に留意すること。 (1) 建設業の許可（第3条） (2) 一括下請負の禁止（第22条） (3) 下請代金の支払（第24条の3、第24条の5） (4) 検査及び確認（第24条の4） (5) 主任技術者及び監理技術者の設置等（第26条、26条の2）
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等（第9条第1項・第10項） (2) 危害防止の技術基準等（第90条）
宅地造成及び特定盛土等規制法	(1) 宅地造成等に関する工事の技術的基準等（第13条） (2) 宅地造成等に関する工事等の監督処分（第20条第2項・第3項・第4項） (3) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等（第31条） (4) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の監督処分（第39条第2項・第3項・第4項）
労働基準法	(1) 強制労働等の禁止（第5条） (2) 中間搾取の排除（第6条） (3) 賃金の支払方法（第24条） (4) 労働者の最低年齢（第56条） (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止（第63条、第64条の2） (6) 安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止（第44条） (2) 暴行等による職業紹介の禁止（第63条第1号、第65条第9号）
労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）